

福岡県公報

平成二十年八月六日
第二千八百五十七号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年八月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

一 病院 博多区の項中

木村病院	千代二一三一九
林病院	千代二丁目一〇番一八号
石原内科循環器科病院	古門戸町一の一

を

木村病院	千代二一三一九
石原内科循環器科病院	古門戸町一の一

に

一 病院 早良区の項中

医療法人福西会老人保健施設さわら老健センター	早良一丁目一番六〇号
------------------------	------------

改める。

井上外科病院	小田部二丁目八番一四号
福西会南病院	早良一―五―五五

を

医療法人福西会老人保健施設さわら老健センター	早良一丁目一番六〇号
福西会南病院	早良一―五―五五

に

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）